

水道水質Q&A

市民の皆様からいただいた水質についてのご相談を紹介します。

水道水は水質検査を行い安全な水を供給していますが、下記の症状があった場合には対策も紹介していますのでお試しください。

Q 質問

水道水から薬のようなにおいがします。

A 回答

水道水は塩素によって消毒を行うことが法律（水道法）で義務付けられています。この消毒用の塩素と水道水中の成分が結びついで、カルキ臭といつにおいがすることがあります。対策としては、水を5分程度沸騰させることによってカルキ臭が解消します。

Q 質問

使い始めに水道の蛇口から赤い水が出ます。



A 回答

宅内の水道管に使用年数が長い銅管がある場合、管の内部にさびが発生している可能性があります。夜間など長時間水道を使わないと、水道管の中にたまつた水がさびを取り込んでしまい、朝の使い始めなどに赤い水が出る場合があります。対策としては、使い始めの水は飲用に使わず、バケツ1杯程度の量を放流すると水が透明になります。

放流した水はお庭の散水等にお使いください。



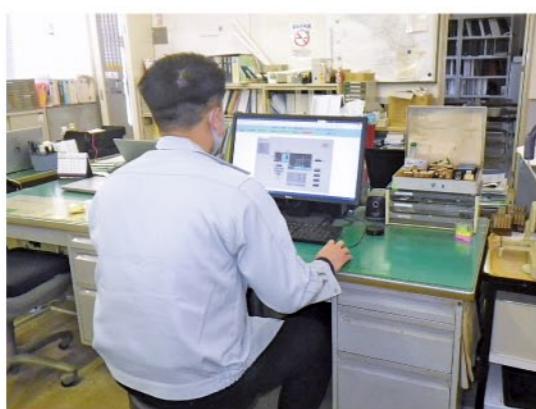
左から通常の状態、赤水の薄いもの、赤水

●問い合わせ先 水道局浄水課（電話 027-321-1286）

ポンプ場における遠隔監視装置について

ポンプ場は、家庭や工場から排出される汚水を自然流下で処理場に導けない区域に設置しており、ポンプにより汚水をくみ上げ再び浅い位置から自然流下で処理場へ流しています。

ポンプ場施設の状況はインターネット環境を利用した遠隔監視装置により常時監視を行い、市民の皆様が安心して快適に生活できる環境を提供できるよう努めています。



インターネット環境を利用し、監視を行っている様子



ポンプ場に設置されている遠隔監視装置

●問い合わせ先 下水道局施設課（電話 027-321-1289）

水道使用の開始・中止の届出を忘れずに

水道の使用を開始するとき、または、中止するときには届出を忘れずに行ってください。

水道を使い始めるとき

開始
届

- ①水道を使用する場所
- ②使用者の住所・氏名
- ③水道を使い始める（使い始めた）日
- ④料金の請求先（納付書の送付先）
- ⑤電話番号
- ⑥市内転居のときは
転居前住所とお客様番号

水道の使用を止めるとき

中止
届

- ①お客様番号
- ②水道を止める場所
- ③使用者の住所・氏名
- ④水道の使用を止める日
- ⑤転居、転出先の住所（精算分料金の請求先）
- ⑥精算方法
- ⑦電話番号

手続きは、水道局料金課担当や各支所の上下水道お客様センター（倉渕支所は農林建設課）窓口のほか、電話・FAX・メール・インターネットのぐんま電子申請受付システムでも行うことができます。

●問い合わせ先

水道局料金課（本庁舎1階11番窓口） 電話：027-321-1283 FAX：027-326-6501
e-mail : s-ryoukin@city.takasaki.gunma.jp

ぐんま電子申請受付システム <https://s-kantan.jp/city-takasaki-gunma-u/>

ぐんま電子申請
受付システムは
こちらから



下水道は正しく使いましょう

下水道が利用できるようになっても、何でも流していいということではありません。台所の流しから直接使用済みの油や野菜くずを流したり、トイレにトイレットペーパー以外のものを流すと、下水道管を汚し、詰まりや悪臭の原因になります。また、有害な薬品や、揮発性の高いガソリン、シンナー、灯油などの危険物は、下水道管や下水処理施設の処理機能に悪影響を及ぼすだけでなく、下水道管の中で爆発する危険もありますので、絶対に下水道へ流してはいけません。

自然や生活環境を守るために、一人ひとりが十分に注意して下水道を正しく使いましょう。



●問い合わせ先 下水道局維持管理課（電話 027-321-1290）